

## 総合区が担う事務・区の数についての考え方

総合区制度については、全 24 区で開催した総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会において、「事務レベル（案）」ごとに、「きめ細かい行政サービスの提供」や「行政の効率性」の観点から、区の規模を検証の上、3つの概案をお示しし、多くの意見をいただきました。

総合区の担う事務・区の数については、「区に事務を移管することは良い」、「住民サービスを重視して検討してほしい」、「コストを抑制してほしい」などの意見がありました。

これらの市民の皆様のご意見やこれまでの市会の議論などを踏まえ、次のとおりの考え方を整理しました。

### 考え方

身近な総合区役所において、できるだけ住民生活に密接に関わる行政サービス（子育て施策、道路・公園の維持管理など）を提供  
総合区においてきめ細かい行政サービスを自ら提供できる体制の整備  
ただし、住民に身近な単位で施策事業を実施できるよう配慮しつつ、行政の効率性を考慮し、職員数の大幅な増をきたさない。  
総合区役所とならない現区役所は支所として存置することにより、住民の利便性を確保



【総合区が担う事務】	<u>一般市並みの事務</u>
【区の数】	<u>8区</u>
【その他】	地域自治区制度（地域協議会）を導入

今後、市会でご議論いただいた上で、総合区が担う事務と区の数を決定してまいります。

### 今後のスケジュール

- |           |  |
|-----------|--|
| 【28年度末まで】 | 具体的な区割り案を作成〔予定〕  |
| 【本年8月ごろ】  | 総合区の素案をとりまとめ〔予定〕<br>・ 詳細な事務の範囲や職員体制をはじめ、コスト、予算意見具申権、職員の任免権などの総合区長の権限など |